

平成 2 8 年度  
監 査 結 果 報 告 書  
( 後 期 定 期 監 査 )

東大阪市監査委員



# 目 次

## 監査結果報告書

監報第 11 号	.....	1
人権文化部		

監報第 12 号	.....	13
学校園	(玉川中学校、弥刀中学校、 岩田西小学校、弥刀東小学校、 岩田幼稚園、弥刀東幼稚園)	



監 報 第 1 1 号

平成 29 年 3 月 27 日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 鳥 居 善 太 郎

#### 監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。



# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象部局

人権文化部

### 2 監査の実施期間

平成29年1月12日から平成29年3月27日まで

### 3 監査の方法

今回の監査は、主に平成28年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成28年度の定期監査の重点項目として定めた①内部統制、②契約事務、③補助金交付事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

## 第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

## <検討又は改善を要する事項>

### 文化国際課

#### 日本語教室開催業務委託契約について

当課では、日本語が母語でないことにより、日常生活に支障をきたしている住民を対象として、日本語を教えるためNPO法人与業務委託契約を締結している。

ところで、その契約書に係る仕様書において、教室開催回数を年間通して最低40回以上実施することとしているものの、委託契約終了後に提出された完了報告書には、開催回数が表示されておらず、実績回数が未確認となっていた。

適正な事務処理をされたい。

### 文化国際課市史史料室

#### 1 切手等の管理について

当室では、書類等の発送用に切手等を保有しているが、その管理に関して以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 年間使用料が約6,000円に対して、約135,000円と多額かつ大量に保有しているにもかかわらず、毎年切手を購入していた。

今後、切手等の適正な在庫管理を図るための対策を講じられたい。

- (2) 切手等と同じ場所にラグビー記念テレホンカード53枚(50度数)が長期間使用されずに保管されていた。

今後、有効な利用方法を検討するとともに適正な管理に努められたい。

#### 2 古文書調査事務について

当室では、市史編纂事務として、古文書等の資料の調査、整理を行っており、調査員報償費として当年度において300万円の予算が措置されているところ、調査員の確保が困難との理由から、1年間の4分の3を経過した12月末の予算執行率が50.2%にとどまっていた。

計画的な予算の執行に努め、調査を進められたい。

### 3 委託契約に係る暴力団排除条項について

当室では、各家の文書群を調査解読し、文書群の内容や要点をわかりやすく記した古文書の概要等を作成するため業者と業務委託契約を締結している。

ところで、その契約書において、暴力団排除条項が記載されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

## 男女共同参画課

### 1 男女共同参画センターの使用料収入について

当課では、男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理に関して、指定管理者と委託契約を締結している。

ところで、センターの使用料に関して以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) センターの使用料については、指定管理者に徴収事務を委託しており、指定管理者が徴収した当該月の使用料収入額から当該月に支出した既納使用料の還付額を差し引いた金額が、翌月に本市収納金融機関に払い込まれている。

これを受けて、本市が行う調定事務については、本来、使用料収入額と還付額を、各々分けて行うべきところであるが、当課では、指定管理者から納付された金額を毎月の収入金額として調定していた。

収入額及び還付額の調定を適正に行われたい。

- (2) 男女共同参画センター条例（以下「条例」という。）の別表第一において、使用者が市外（居住地、勤務地共）である場合は基本使用料金の 5 割を加算すると規定されているが、加算徴収されていない市外在住者の申請書において、勤務地が市内であるか確認できないものがあった。

適正な事務を行うよう指導されたい。

- (3) 条例の別表第一において、ホールを準備又は練習のために使用する場合の料金は、ホール使用料の 7 割と規定されているが、一部の申請書において、その旨の記載がないまま料金が減免されていた。

適正な事務を行うよう指導されたい。

## 2 補助金交付に係る暴力団等の排除について

当課では、DV被害者及びその同伴家族の生命身体の安全を確保するため緊急一時保護ができる施設や自立に向けた準備ができる施設を運営している民間団体に対して民間シェルター一等支援事業補助金を交付している。

ところで、補助金等交付規則第18条第1項において、補助金等の交付を決定しようとする場合は、申請者が暴力団等であるかどうかについて警察署長の意見を聴くものとされているが、この事業について警察署長に意見を聴いていなかった。

適正な事務処理をされたい。

## 3 男女共同参画センターの管理について

当課では、男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理に関して、指定管理者と委託契約を締結している。

センターは、その管理を協定に基づき、指定管理者に行わせている。

協定書に係る仕様書では、非常災害、事故等の緊急事態発生時に備えた訓練をすることとしているものの、実際には地震発生に伴う消防訓練の実施となっている。

不審者侵入時等様々な緊急事態を想定した各種訓練を実施し、利用者の安全安心の確保に努めるよう、指定管理者に指導されたい。

## 4 委託契約に係る暴力団排除条項について

当課では、男女共同参画社会への啓発用の情報紙HOWを年2回市民に配布するため、その作成について業務委託契約を締結しているが、その契約書において、暴力団排除条項が記載されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

## 人権啓発課

### 1 「第69回憲法週間市民のつどい」について

当課で実施した「第69回憲法週間市民のつどい」の開催において、市民への周知のため、チラシ49,500部、ポスター410枚を印刷し、配布や掲示を行っているが、チラシ及びポスター

に主催者である東大阪市、東大阪市教育委員会、世界人権宣言東大阪連絡会、東大阪市人権啓発協議会、東大阪市人権擁護委員会の記載がなされていない。

主催者の周知を図られたい。

## 2 「東大阪市平和のつどい 平和子どもシアター」に係る業務委託契約について

当該業務委託契約について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 委託内容は、会場において映画「パディントン(95分)」(以下「映画A」という。)及び「ながさきの子うま(27分)」(以下「映画B」という。)の2本の上映に係る契約である。業務は、会場で業者が放映権を有する映画Aを2回、併せて市が保有する映画BのDVDを使用して1回上映するものであるが、契約書や業務処理仕様書に、その具体的な内容が記載されていないもの。
- (2) 起案に添付された見積書の業務内容は、2本のフィルムを2回上映するもので、料金は税込で378,000円となっている。

一方、実際に行われた業務は、映画Aを「あさの部」と「ひるの部」の2回上映、また、映画Bを「ひるの部」で1回上映したもので、上映回数は見積書の記載内容よりも少ないもの。
- (3) 委託契約は随意契約で行われているが、随意契約理由書には、企画及び当該映画の放映権を有する業者が他の業者では見受けられなかったとの内容の記載があるが、他の業者との比較検討を行った証跡が見受けられないもの。

## 3 「拉致問題啓発講演会」に係る業務委託契約について

当該業務委託契約については随意契約で行われているが、随意契約理由書(以下「理由書」という。)には、「他の業者の見積りには、事業にふさわしい講演者が見受けられなかった。」との記載がある。

ところで、当課では、当初から講演者をA氏と決定しており、実際には他業者の見積りは徴しておらず、理由書は事実を的確に記載できていない。

また、A氏による講演は平成26年度から毎年開催されており、今回で3度目であることから、起案においては、講演者を選定した理由を的確に記載し、妥当性を説明する必要がある。

適正な事務処理をされたい。

#### 4 「2016年人権週間 平和と人権のつどい」に係る業務委託契約について

当課で実施した「平和と人権のつどい」（以下「つどい」という。）は、他の2事業と併せて、2016年人権週間行事（以下「行事」という。）の一つとして開催したものである。

当該行事に係る内容や経費については、平成28年9月14日付の起案において、開催要項（以下「要項」という。）で公演を行う団体名や委託料を決定している。また、当課ではその後、つどいに係る業務委託契約を締結しているが、契約額は648,000円であり、要項で決定した500,000円を大幅に上回っている。

しかしながら、要項決定以降の変更について、起案による決裁が見受けられず、委託料を増額した経過や理由などが不明となっていた。

適正な事務処理をされたい。

#### 5 契約事務について

当課では、業務委託により人権啓発及び平和事業等に係る講演会等を実施しており、その契約については、随意契約により行っている。

ところで、契約事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 随意契約理由書（以下「理由書」という。）には「他の業者の見積りには、事業にふさわしい講演者が見受けられなかった。また、本契約業者は出演者のスケジュールを押しさえていたことから随意契約をする。」旨の記載がある。

ところで、当課では他業者の見積りを徴した証跡はなく、実際には複数の業者資料の中から、予算の範囲内で派遣可能な、事業にふさわしい講演者を選定し、日程調整等を行った上で業者を決定しており、理由書は事実を的確に記載していないもの。

- (2) 契約書に係る仕様書の記載が、事業の日時及び場所程度で、事業実施における当課の要求等が示されていないもの。
- (3) 見積書に日付や有効期限、消費税等に係る記載のないもの。

## 人権同和調整課

### 1 同和更生資金貸付金について

本市同和地区に居住し、更生の資金を必要とするものに対して 1 世帯につき 300,000 円以内で同和更生資金の貸付を行っていたが、現在は貸付事業を停止し貸付金の償還に伴う基金管理を行っている。

未償還金については、平成 26 年度に貸付利子を含め 110,211,257 円の債権放棄を行い、平成 29 年 1 月末では 3,432,388 円となっている。

債権放棄を行った結果、未償還金は大幅に減少したものの、その中には債務者が不明なものも含まれていることから、債権調査を進めながら、早期の回収に努められたい。

### 2 共同浴場の管理運営について

住民の保健衛生及び生活環境の改善、向上を図るため設置された荒本共同浴場及び長瀬共同浴場（以下「共同浴場」という。）については、その管理をそれぞれの指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせている。

ところで、指定管理者との間で締結した協定等に基づく事業の実施において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 共同浴場条例施行規則第 2 条において、休業日については、市長の承認を得て臨時に休業することができる旨、規定されているにもかかわらず、市長の承認手続きが行われていない。

適正な事務処理をされたい。

- (2) 協定書第 12 条において、指定管理者は共同浴場の管理に係る事業計画書案を作成し市に提出することとされているが、共同浴場について、その記載内容の多くが同一となっている。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 協定書第 23 条において、指定管理者は管理業務の再委託について市の書面による承諾を得ることとされているが、市において書面による承諾が行われていない。

適正な事務処理をされたい。

- (4) 協定書に係る仕様書において、緊急時の対策、防犯防災対策について、職員に指導・

訓練の実施を徹底することとしているものの、当課は訓練の報告を受けておらず、訓練は未実施の状況にある。

施設利用者の安全安心を確保するため、適切な訓練を実施されたい。

### 3 共同浴場の管理委託経費等について

当課が所管する荒本共同浴場及び長瀬共同浴場（以下「共同浴場」という。）の管理委託経費等について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 共同浴場は、指定管理者との協定により管理が行われており、平成 27 年度の管理委託料を各々の年間利用者総数で除した額は、荒本共同浴場で約 650 円、長瀬共同浴場で約 960 円となっている。

共同浴場の設置目的から、必ずしも民間の公衆浴場との比較になじむものとはいえないものの、共同浴場の入浴料が平成 21 年 4 月以降据え置きとなっていることの見直しも含め、更に効率的な管理運営の手法を検討されたい。

- (2) 指定管理者との協定書に係る仕様書では、「管理経費の縮減に努めること」と定められている。

ところで、現在、共同浴場で使用するガス及び電力は、従来 of 事業者との契約により、購入しているが、自由化により供給事業者の選択が可能となっている。

入札等により、適切なガス及び電力供給事業者の選定を行い、管理委託経費の削減に繋がられたい。

- (3) 荒本住宅及び北蛇草住宅では、平成 31 年度に各 B 棟が完成予定であり、それぞれ 128 戸及び 133 戸に浴槽を完備するとされている。このことから、他棟の浴室スペースの現況や、周辺施設等の状況も踏まえ、今後の各共同浴場のあり方について検討を開始されたい。

### 4 共同浴場条例施行規則について

共同浴場条例施行規則（以下「規則」という。）第 2 条の記述に「共同浴場条例第 4 条第 2 項に規定する指定管理者」とあるが、同条例に第 4 条第 2 項は存在しない。

準拠する条項について適正に規則改正されたい。

## 5 補助金交付事務について

当課で交付している補助金について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 補助金等交付規則（以下「規則という」。）第 18 条において、補助金等の交付を決定しようとする場合は申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くものとされているが、警察署長の意見を聴いていないもの。
- (2) 規則第 14 条に規定する補助金等実績報告書において、一部領収書の添付がなされていないもの。

## 長瀬人権文化センター

### 契約事務について

物品賃貸借契約において、長期継続契約期間終了後に会計年度を超える 12 か月間の賃貸借契約を繰り返しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。



監 報 第 1 2 号

平成 29 年 3 月 27 日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 鳥 居 善 太 郎

#### 監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。



# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象学校園

玉川中学校、弥刀中学校

岩田西小学校、弥刀東小学校

岩田幼稚園、弥刀東幼稚園

### 2 監査の実施期間

平成29年1月23日から平成29年3月27日まで

### 3 監査の方法

今回の監査は、主に平成28年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成28年度の定期監査の重点項目として定めた①内部統制、②契約事務、③補助金交付事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、各学校園において学校長、幼稚園長及び関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

## 第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

## <検討又は改善を要する事項>

### 1 学校施設の使用について（施設整備課所管）

地域の運動クラブ等が学校施設を使用する場合、市立学校園使用条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項に定める学校施設使用許可申請書を学校長に提出している。

ところで、この使用許可申請に関して以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 規則第2条第2項に定める許可書を交付する際に、公印（中学校長印）ではなく個人印が使用されているもの。 (玉川中学校)
- (2) 使用料を免除する際に、規則第4条第2項に定める減免申請の手続きが行われていないもの。 (玉川中学校)

### 2 学校園教育活動支援事業について（学校教育推進室所管）

学校園における教育活動を支援し、教育力を総合的に高めるため実施する学校園教育活動支援事業に関し、市は学校園長が会長を務める研究会と委託契約を締結している。

ところで、この学校園教育活動支援事業に係る事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 委託料の学校園への入金後において、費用の一部を立て替えて支出しているものが見受けられた。  
適正な事務処理をされたい。 (弥刀中学校、弥刀東小学校、弥刀東幼稚園)
- (2) 委託を受けた各学校園は、要領に基づいて市に提出する収支決算書とともに、経費の支出を明らかにする領収書等の写しも市に提出しなければならない。

ところで、学校園で保管している領収書において以下の不備のあるものが見受けられた。

各学校園には事業者から適正な領収書を徴するとともに、市においては受領した書類について確認を怠ることなく、適正な事務処理をされたい。

- (ア) 同校PTA購入分が含まれているもの。 (玉川中学校、岩田西小学校)
- (イ) 領収書に但し書のないもの。 (岩田幼稚園)

### 3 災害共済給付事務について(教職員課所管)

学校園の管理下における児童生徒等の災害において、保護者が立て替えた医療費に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センターより市へ給付金が送金され、市から給付対象の各学校長口座へ振り込みされた後に速やかに保護者へ給付することになっている。

ところで、学校長口座へ振り込まれた給付金に係る事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 学校長の口座に振り込まれてから、保護者へ給付するまで約1か月半もの期間を要しているもの。 (玉川中学校)
- (2) 学校長への振込口座の通帳に、預金利息及び以前からの繰越金が残っているもの。 (玉川中学校、弥刀中学校、岩田西小学校)

### 4 体育・文化等全国大会及び近畿大会出場補助金について(学校教育推進室所管)

学校教育活動の充実に資することを目的に、中学校・高等学校体育、文化等全国大会及び近畿大会出場補助金交付要綱を定め、対象者の保護者に補助金を交付している。

補助金の交付については、対象者の在籍する学校長にその手続きを委任しており、各大会の開始前までに交付することとされている。

ところで、平成28年度に交付された補助金の交付時期については、全国大会及び近畿大会とも大会開始以前に学校に入金されたものの、学校において出金されたのは大会終了後となっていた。

適正な事務処理をされたい。 (弥刀中学校)

### 5 学校園における備品管理について(施設整備課所管)

学校園における備品の管理に関し、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 廃棄済の備品について、台帳において備品廃棄の処理がされていないもの。 (弥刀中学校、弥刀東小学校)
- (2) 配備されている備品に、所定の備品ラベルが貼付されていないもの。 (玉川中学校)

## 6 学校園緊急時対応タクシー券の使用について（学校教育推進室所管）

児童・生徒等に係る緊急対応事象に対して、学校園緊急時対応タクシー券使用取扱要綱を定め、各学校園にタクシー券を配布している。

ところで、タクシー券を使用する際には、タクシー券使用記録に使用会社名、券番、使用年月日、使用目的、金額、使用区間等を記録することとされているが、その金額がタクシー券（控）に記録された金額と相違していたものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

（弥刀東小学校）